

令和元年6月1日以降の家屋解体工事の入札参加資格について

令和元年6月1日

総務部管財課

平成30年12月26日付け、国土建第353号、「解体工事の追加に伴う経過措置終了時において解体工事を行うとび・土工事業者の取扱いについて（通知）」により、平成30・31年度淡路市競争入札参加資格者名簿の家屋解体工事の入札参加資格については、建設業許可の「解体工事業」の追加にかかる経過措置の終了に伴い、令和元年6月1日から下記のとおり取り扱いとします。

記

1 家屋解体工事の入札参加資格要件

次の（1）及び（2）の両方に該当する必要があります。

（1）建設業の許可区分

次のア又はイの許可が必要です。

ア 「建築工事業」

イ 「解体工事業」

（2）総合評定値通知書の平均完成工事高

平成31年3月31日時点で有効な総合評定値通知書において、次のア又はイの建設工事の種類にかかる平均完成工事高を有していることが必要です。

ア 「建築一式」

イ 「解体」

2 令和元年6月1日以降の入札参加資格の取扱いについて

家屋解体工事の入札参加資格者のうち、1の要件に該当しない場合は、次のとおり取り扱います。

なお、1の要件に該当している場合は、入札参加資格は有効であり手続き等は不要です。

(1) 1 (1) のア又はイの建設業の許可を取得していない場合は、令和元年6月1日から入札参加資格がないものとします。

(2) 平成31年3月31日時点で有効な総合評定値通知書において、1 (2) のア又はイの平均完成工事高が0又は空欄の場合は、令和元年7月1日から入札参加資格がないものとします。

3 注意事項

(1) 建設業の許可について

1 (1) の許可の取得状況については、競争入札参加資格者名簿で確認しますので、許可を取得された場合は、速やかに競争入札参加資格審査申請書変更届を提出してください。

(2) 総合評定値通知書について

経過措置により、総合評定値通知書の「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」に平均完成工事高があることをもって家屋解体工事業の入札参加資格を取得していた方で、引き続き入札参加資格を希望される場合は、総合評定値通知書の「解体」に平均完成工事高があることが必要となりますので御留意ください。

以 上